

## 地域コミュニティの取組に関する調査（春日市） 平成25年1月

### ○春日市の概要

人口	111,060	人（校区当たり 5,248人～ 14,743人）
世帯数	45,309	世帯（校区当たり 2,284世帯～ 5,640世帯）
小学校区数	12	校区
自治会等名称	自治会	
自治会等数	35	（単位当たり 500世帯～ 2,549世帯）
自治会等加入率	79.3%	（平成24年4月1日現在）
行政区長委嘱制度	なし（平成21年3月31日地区世話人制度廃止）	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	自治会等	

### ○春日市の取組

担当 部局	地域づくり課地域づくり担当	<p>地域づくり担当職員は課長補佐以下8名。防犯担当や公民館ハード整備の担当等の業務分担があり、自治会及び自治会連合会に関する業務については、主に主査1名で対応している。</p> <p>地域づくり課内に自治会連合会の事務局があり、平成23年度まで市職員が自治会連合会の事務の一部を行っていたが、平成24年度より自治会連合会で事務員を1名雇用している。</p>
	教育委員会教務課	<p>市教育委員会の施策として、平成17年度からコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進しており、平成22年4月に全ての小中学校がコミュニティスクールとなった。コミュニティスクールとは、地域社会と学校が連携した学校づくりの取組であり、各自治会も、この取組に深く関与している。</p>
取組 の概 要	地区世話人制度等の廃止	<p>平成20年度まで市の非常勤特別職として各自治会に地区世話人を1人配置していたが、その職務の大半は地区世話人が「個人」として行うのではなく、地区世話人が自治会長として「自治会組織」を使って行っていた。その結果、地区世話人と公民館長等の他役員の間で報酬格差及び業務格差の問題が生じることとなった。</p> <p>この問題を解消するため、平成17年度から地区世話人制度等の見直しが検討され、平成21年度に地区世話人、生涯学習推進員（公民館長）、環境推進員（平成22年度から）等の各地区単位で委嘱する非常勤特別職を廃止し、報酬相当額をまちづくり交付金（運営用）として自治会へ交付することとした。</p>
	補助金の一本化	<p>地域の特性に応じた資金の活用を可能とするため、事業ごとに交付されていた5つの補助金を一本化し、まちづくり交付金（事業用）として交付することとした（平成21年度）。これにより、補助金の申請及び報告の手続きが簡素化された。自治会の主な財源は会費で、運営用と事業用を合わせたまちづくり交付金が収入に占める割合は2割程度である。</p>
	地域組織の一元化	<p>地区世話人制度等の廃止に伴い、自治会及び公民館組織の二重構造を見直し、モデル組織を示した。行政から地域への窓口は、制度の廃止によって自治会に一本化された。地域によっては、自治会長の下に公民館長という役職を置くなどしているところもあるが、ほとんど一元化されている。</p>
	拠点施設の整備	<p>平成23年度までに全ての自治会に公民館を整備した。指定管理者制度により各自治会が管理運営を行っている。運営方法は自治会によって様々で、事務員を雇用して公民館に常駐したり、役員が当番で事務を行ったりしている。</p>

取組の経過	平成18年4月～6月	35自治会に対し、地域訪問ヒアリングを実施。
	平成18年8月	包括的地域支援策検討のためのワークショップ実施（全3回）
	平成19年5月	小学校区から各1名（計12名）、自治会長会三役の計15名で「包括的地域支援策検討委員会」を設立。以後、委員会にて検討する。
	平成20年9月	「包括的地域支援策検討委員会」解散。以後、自治会長会にて検討する。
	平成21年4月	「春日市自治会連合会」設立。
	平成24年4月	「春日市自治会連合会」組織改編。

## ○春日市自治会連合会について

組織概要	<p>地域課題の解決や単独の自治会では困難な取組を共同で行うことを可能とするため、各自治会の緩やかな連合体として、春日市自治会連合会を設立した（平成21年度）。</p> <p>連合会の下に委員会を設置し、各委員会で様々な事業に取り組んでいる。平成23年度までは、委員会の代議員に中学校区毎に1名選出する形だったが、平成24年度に中学校区毎にそれぞれ委員会を設置し、中学校区単位で課題を抽出し、様々な活動に取り組んでいる。</p> <p>中学校区の人口規模は2万人弱で、自治会の数は4～9地区。</p> <p>月に1回、役員会と自治会長会を行い、様々な協議を行っている。毎年4月には総会も行う。設立当初は連合会で何をするかが必ずしも明確でなかったが、協議を重ね、現在は以下の項目に重点的に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会事業協力の推進…単一自治会では実施が困難な事業等について、生活圏が共通する中学校区を単位に行う。</li> <li>・研修事業の充実…自治会役員や事務員の資質向上、自治会間の情報共有のため、連合会が研修事業を実施。</li> <li>・事務局機能の強化…連合会の事務を行う専従職員を雇用し、独立した団体としての機能強化を図る（平成24年度～）。</li> </ul> <p>連合会の設置により、各自治会の連携、情報共有が進み、活動の底上げにつながっている。</p>	
	事務局	<p>地域づくり課内に事務局を設置し、連合会で専従職員（パート）を1名雇用している。専従職員がいることで、自治会長等が地域づくり課に顔を出す機会も増え、情報の共有につながっている。</p>
予算額等	<p>主な収入は自治会からの負担金（20,000円×35地区）と市からの補助金（平成24年度予算額：3,800,000円）</p>	
事業内容	○ホームページ運営事業	自治会連合会ホームページの管理運用
	○加入者促進事業	自治会加入推進の手引きの作成
	○校区別ふれあい事業	各中学校区内における住民相互のふれあいを目的とした事業
	○防犯対策事業	各自治会が実施する防犯講習会や防犯グッズ購入に係る費用の一部を助成
	○校区別研修事業	中学校区毎に実施する役員及び委員会による活動
	○実務者研修事業	自治会長及び実務担当者を対象とした研修
	○家庭用廃食用油回収利用事業	家庭から出た使用済食用油の回収

## ○自治会加入推進について

市の取組	<p>未加入世帯が多いと情報が回らず、様々な問題が生じるので、ことあるごとに課題にあがる。市では、これまで転入者へ加入のお願いの文書を配布しているが、現在、そのリーフレット版を作成中である。</p> <p>また、個人情報保護審議会の許可を受け、転入者のリストを自治会に提供している。審議会では、公益性があるということで認められた。提供にあたっては、自治会から適正に管理する旨の誓約書を提出してもらっている。</p>
連合会の取組	<p>平成24年10月に「自治会加入推進のてびき」を作成し、自治会役員や隣組長に対して、自治会加入を呼びかける基本的な方法についての情報共有を図っている。自治会はあくまで任意加入であるということを念頭に置いて、各地区からの意見、実例も踏まえて作成している。</p>

## ○各自治会の取組

連合会において、各自治会間の情報共有が進んでいるので、取組の内容もあるレベルで均一化してくる。夏祭りや高齢者、子どもの見守り活動等は各自治会でされている。

特色のある取組としては、天神山自治会では、平成24年度に子ども会を廃止し、子ども部をつくった。子ども会の活動を自治会に取り込み、地域ぐるみで子どもの育成に取り組もうという趣旨である。具体的な取組としては、小学生を対象に、防犯のための大声コンテスト等を行っている。

各自治会とも、コミュニティスクールの取組には力を入れている。生徒が地域の祭りを手伝ったり、地域のボランティアが学校の花壇を作るなど、地域と学校が近づくことで地域が活性化している。特に教育委員会との連携を意識しているわけではないが、コミュニティスクールという仕組みがあるおかげで、地域と学校の連携が進んでいる。

## ○課題・展望

自治会連合会を設置したことで、各自治会間での協議、情報共有の仕組みが整えられた。これにより、各自治会の底上げ、自主的な活動につながっている。新任の自治会長は研修会等を通じて、他の自治会長から助言をもらえるので、非常に助かっているという声もある。

基本的には、各自治会、自治会連合会が主体的に取り組んでいるが、行政からも課題だと思ふことがあれば、連合会の事務局等を通じて提案はしている。

平成24年度に実施予定の実務者研修会は行政からの提案で、パソコンの操作等も含めた研修を行う。自治会は公民館の指定管理者でもあるので、事務処理能力の向上は課題であると考えている。

コミュニティは人と情報発信が重要。多くの人に自治会に参加してもらい仕組みをつくるのは市の役割。その意味では、コミュニティスクールの取組によって、地域と生徒の保護者がつながり、新たな人材発掘につながればと思う。

情報発信については、自治会連合会のホームページを開設している。今後は、ウェブ等を通じた情報発信、情報共有を市が支援して強化するというのも重要である。

連合会では、平成24年度に行われたコミュニティスクールの全国大会の検証をどうするか、子ども会とのかかわりをどうするかといったことが協議されている。出てきた課題については、関係所管とも協力して支援していきたいと考えている。